

【加入保険の概要説明】

第 36 船においては海外旅行傷害保険、強制保険、オーガナイザー保険の 3 つに加入しております。

(この他にも受注型企画旅行手配契約の中に旅程補償という補償があります)

■海外旅行傷害保険 (損保ジャパン加入)

保険内容：死亡、治療、賠償責任に対し設定金額を限度にお支払いされます。また、万が一の際のご家族等の駆けつけ費用がお支払いされます。

保険金額：死亡、後遺障害 1000 万円

治療費用 1500 万円

救援費用 1500 万円

賠償責任保険 1 億円

旅行変更費用 22 万円 ※第 36 船においては旅行変更費用特約を追加契約した

※旅行変更費用特約について (下記事由にて不参加となった場合、参加費用 22 万円が補償される)

- (1) 乗船者本人、配偶者または 3 親等以内の親族が死亡した場合または危篤 (契約日以前に原因があったものを除く。)
- (2) 乗船者本人、配偶者または 2 親等以内の親族が所定の期間の入院をした場合 (所定の期間とは本人は 3 日以上、その他は 14 日以上、契約日以前に原因があったものを除く。)
- (3) 渡航先に対する退避勧告等 (日本国政府より「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」) が発出された場合
- (4) 乗船者本人に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合

※本特約は契約日から帰港日まで適用されます。また、新型インフルエンザにも対応されます。

■強制保険 (JI 保険加入)

保険内容：強制保険＝受注型企画旅行手配契約における特別補償です。

保険金額：死亡補償金：2500 万円

入院見舞金：4～40 万円

通院見舞金：2～20 万円

携行品損害補償金：お客様 1 名につき～15 万円

(但し、補償対象品 1 個又は 1 対あたり 10 万円を限度とします)

■オーガナイザー保険 (JI 保険加入)

保険内容：参加者の事故や病気によりオーガナイザー (主催者) として道義上の費用負担に対して補償される。

保険金額：1 名につき 300 万円を限度とする

- ・見舞費用：死亡した場合、弔慰金として 30 万円、死亡以外るとき、見舞金として 10 万円を限度に補償。
- ・救援者費用：旅行参加者の法定相続人またはその代理人 (2 名限度) が、旅行参加者の看護または捜索救助の目的で現地に向かうとき、オーガナイザーが負担する一定の費用を救援者費用保険金にて補償。
- ・事故対応費用：オーガナイザーが事故の日からその日を含めて 180 日以内に支出を余儀なくされた、関係者派遣費用、役職員出張手当、ランドオペレーター (現地手配業者) 費用、通信費用、緊急対応費用、現地捜索費用などを補償
- ・臨時費用：オーガナイザーが臨時に負担した費用に対して救援者費用保険金+事故対応保険金の 20%相当額を支払う。(契約期間を通じて「被災者数×30 万円」が限度)

契約保険補償内容事例

○本事業における想定ケース（旅行変更費用特約付保）

想定ケース	補償内容
事故などにより乗船できなかった場合の参加費用の補償（22万円） また、病気などにより急遽不参加となる場合の参加費用補償（22万円）	○ 旅行変更費用特約で対応 ※ 支払い要件 ・ <u>本人の3日以上</u> の入院、3親等以内の <u>親族の死亡、危篤</u> 。2親等以内 <u>親族の14日以上</u> の入院など ・ 火災、風災、水害により <u>住居、家財に100万以上</u> の損害の発生 ・ 渡航先の内乱、地震、噴火、津波等の発生 ・ 日本政府の退避勧告等の発令 ※ 渋滞遅刻、体調不良は不可
船内にて船酔い止め注射の費用	× 予防のための治療は対象外 ○ 治療のためは対象
携行品損害（デジカメなど）	○ 強制保険 で対応（10万円まで）
参加者による美術品等の破損	○ 賠償責任保険で対応できます
怪我による治療、通院、入院、手術	○ 傷害費用で対応できます
病気による治療、通院、入院、手術	○ 治療費用で対応（既応症は対象外）
台湾にて入院措置となった場合の帰国費用及び家族の呼び寄せ滞在費用また、付添い人に対するの滞在・帰国費用	○ 救援者費用で対応できます ※付添い人は オーガナイザー保険 で対応
海への転落死	○ 傷害死亡で対応できます
転落者の捜索費用	○ 救援者費用で対応できます
転落者捜索の家族呼び寄せ及び滞在費用	○ 救援者費用で対応できます
病気・怪我による後遺障害	○ 傷害、疾病補償で対応できます
主催者としてのお見舞金や渡航費用	○ オーガナイザー保険 にて対応

○新型インフルエンザに関する想定ケース

想定ケース	補償内容
出航時、高熱のため乗船拒否をされた場合の参加費用補償	○ 旅行変更費用特約で対応 ※ 単に高熱の場合は対象外、 <u>3日以上</u> の入院、 <u>隔離が条件</u>
出航時、感染の疑い者となり隔離措置により不参加となる費用補償	○ 旅行変更費用特約で対応 ※ <u>隔離は対象となります</u>
台湾における感染者の入院費用、付添い人の滞在費用、また、完治後の帰国費用	○ 救援者費用で対応できます
上記の場合の近隣者に対する台湾にて10日間の停留措置による滞在費用、帰国費用	○ 旅行変更費用保険特約で対応
帰国時、新型インフル感染者が発見され、10日間の停留措置の際の宿泊、食事、収入補償	△ 帰国後72時間以内に発症し医師の治療をうけた場合に疾病治療費用で対象となります。

	<p>※ 収入補償は対象外</p> <p>※ 停留措置は6/21廃止となりました。</p>
目的地が変更になった場合補償の対象になるのか	<p>○ 対象となります。旅行目的を大きく逸脱しない限り対象となります。国内の場合は契約をやり直すことで対応可。</p>